

第10回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事次第

日時：2020年（令和2年）11月19日（木）14:00～
場所：福山市役所6階 60会議室

1 開 会

2 報告事項

- （1） 国、県の動向について
- （2） 本市の感染状況について

3 協議事項

今後の具体的なアクションについて

4 その他

5 閉会

第10回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次表

日 時 2020年(令和2年)11月19日14:00～

場 所 福山市役所6階 60会議室

（中
副島
本副
部市
長長
）
○

（市
本
部
長
）
○

（保
感
染
症
対
策
監
）
○

（杉
副野
本副
部市
長長
）
○

保健福祉局長 ○

企画財政局長 ○

総務局長 ○

総務部参与
(危機管理(安心・安全)担当) ○

市民局長 ○

経済環境局長 ○

○ 市長公室長

○ 建設局長

○ 建設局参与

○ 教育次長

○ 上下水道局経営管理部長

○ 市民病院管理部長

○ 消防局長

2 報告事項

(1) 国・県の動向について

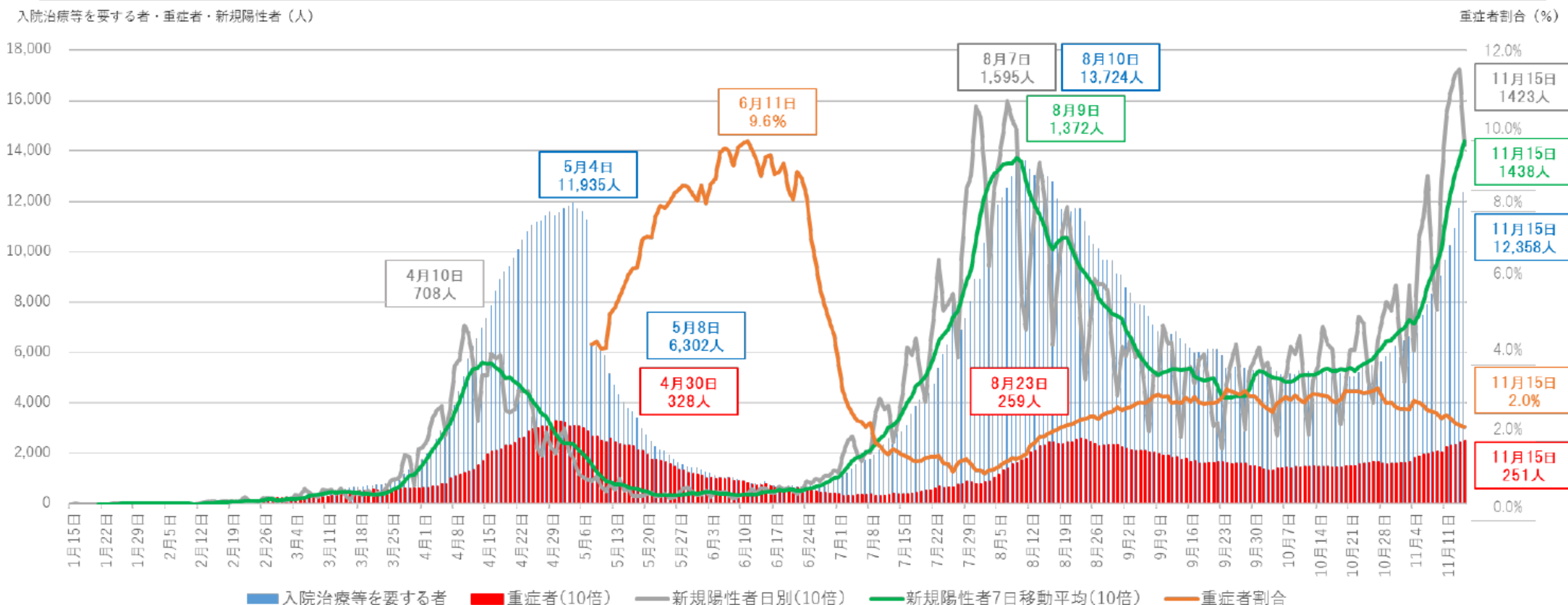
■ 国の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2月1日施行）
- 1月30日 対策本部設置
- 1月30日 第1回対策本部会議（～11/16 第46回）
- 2月13日 緊急対応策取りまとめ
- 2月16日 第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
- 2月17日 「相談・受診の目安」公表
- 2月20日 「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」公表
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 2月26日 全国的なイベント等の中止等の対応要請（3月10日 継続要請）
- 2月27日 小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
- 3月10日 緊急対応策（第2弾）取りまとめ
- 3月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行（特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
- 3月18日 「生活不安に対応するための緊急措置」決定
- 3月19日 専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回提言…3/19, 4/1, 4/22, 5/1, 5/4, 5/14, 5/29）
- 3月26日 特措法に基づく政府対策本部の設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定（4/7改定, 4/11変更, 4/16変更, 5/4変更, 5/14変更, 5/21変更, 5/25変更）
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定
- 4月 7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
- 4月30日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係補正予算成立
- 5月 8日 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」改訂
- 5月25日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
- 5月29日 退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し
- 6月4日 緊急事態宣言の実施状況に関する報告
- 7月3日 新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
- 7月6日 第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会（～11/12 第15回）
- 8月28日 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」本部決定
- 9月11日 イベント開催制限緩和についての分科会から政府への提言
- 10月23日 年末年始に関する分科会から政府への提言
- 11月1日 国際的な人の往来の再開
- 11月9日 分科会緊急提言「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」
- 11月10日 分科会緊急提言に対する政府の具体的なアクション本部決定
- 11月12日 “対話ある情報発信”の実現に向けた分科会から政府への提言

■ 県の対応状況

- 1月29日 特別警戒本部設置
- 1月29日 第1回特別警戒本部員会議（～9/15 第22回）
- 1月29日 県民向け相談窓口設置
- 1月30日 特別警戒本部を「非常体制」に移行
- 2月26日 県主催イベント等の取扱いを決定
- 2月28日 県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
- 3月 4日 広島県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（骨子案）を作成
- 3月 6日 県内（広島市）で1例目の感染を確認（11月5日現在 計667例の感染を確認）
- 3月16日 広島県新型コロナウイルス感染症対策実施要領策定（4月9日 第二版作成）
- 3月26日 特措法に基づく県対策本部の設置
- 4月10日 県内保健所設置市との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）
- 4月13日 広島県感染拡大警戒宣言
- 4月14日 県立学校の臨時休業を決定（期間：4月16日から5月6日まで）
- 4月18日 広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5月6日まで）
- 4月27日 県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5月31日まで）
- 5月 5日 広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5月31日まで）
- 5月11日 広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
- 5月15日 広島県の対処方針制定（最終改正：9月15日）
- 11月13日 「早期の医療受診」の勧奨, 「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信

入院治療等を要する者・重症者・新規陽性者数等の推移



※1 チャーター便を除く国内事例。令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。

※2 重症者割合は、集計方法を変更した5月8日から算出している。重症者割合は「入院治療等を要する者」に占める重症者の割合。

※3 入院治療等を要する者・重症者と新規陽性者は表示上のスケールが異なるので（新規陽性者及び重症者数は10倍に拡大して表示）、比較の場合には留意が必要。

※4 一部の都道府県においては、重症者数については、都道府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室（ICU）等での管理が必要な患者は含まれていない。

政府新型コロナウイルス感染症対策本部（第46回）会議資料 2020年(令和2年)11月16日開催

新型コロナウイルス感染症対策分科会 緊急提言
「最近の感染状況を踏まえた、より一層の対策強化について」
への政府の具体的なアクションについて
令和2年11月10日（火）

内閣官房、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省

アクションNo 1. 今までよりも踏み込んだクラスター対応

求められている具体的アクション

- (1) それぞれのクラスター（接待を伴う飲食店、外国人コミュニティ、高等教育機関（大学、専門学校等）、職場）の特徴に応じた効果的かつ効率的な対策を行うこと。
- (2) 「早期探知しにくい」クラスターを探知するため、「Event-based surveillance（EBS）」といった仕組みが必要。自治体は、各都道府県等の協議会を活用し、高齢者施設及び医療機関等と協力するとともに、学校等欠席者・感染症情報システム及びSNS上のデータを分析する仕組み等を活用すること。
- (3) ①感染者の発症日、②クラスターの発生状況に関するリアルタイムの情報、③クラスター対策の好事例について、自治体間及び国との間でより迅速に情報共有する仕組みを早急に設けること。

➡①それぞれのクラスターの特徴に応じた対応

【接待を伴う飲食店】

- ・今後の取組方針を示した歓楽街WG報告書を全国の自治体に周知済み。今後、この取組方針に沿った対応を推進するとともに、内閣官房及び歓楽街WGにおいて自治体の取組に対し助言等を実施。特に、地方都市も含めて歓楽街においてクラスターが発生した場合には、大規模・地域集中的なPCR検査の実施を推進

【外国人コミュニティ】

- ・在留外国人の感染を予防し、感染拡大を抑制するとの観点から、国・自治体による多言語・やさしい日本語での発信に加え、各国大使館等と連携し、またSNS等も活用した情報提供を行い、在留外国人による適切な感染防止策の取組を推進。また、一元的相談窓口等において、保健所やNPO等と連携しつつ必要な助言を行い、在留外国人が早期に医療機関を受診できるよう支援（今月中に分科会で議論予定）

【高等教育機関（大学、専門学校）】

- ・自治体に対して、域内の大学等の学生の相談を受けている健康管理センターなどと協力して、各大学等における感染防止と学修機会の確保の両立が図られるよう、大学等の学生への啓発やクラスター感染が起きた場合の迅速な情報の共有を進めるとともに、必要な場合に速やかに検査につながる取り組みを進めていくよう要請する。
- ・感染リスクを高める行動（会食やいわゆる飲み会等）への注意を徹底し、リスクが高まる「5つの場面」等を学生等に対して改めて周知・啓発するよう、大学等の高等教育機関に対して要請する。

【職場】

- ・職場の状況に応じた感染対策が図られるよう、日本産業衛生学会等の専門家の知見を踏まえ、冬期における感染対策の留意事項を取りまとめ、労使団体、業界団体を通じて周知啓発を行う

➡②イベントベーストサーベイランス

- ・自治体が「イベントベーストサーベイランス」を円滑に実施できるよう、専門家の意見を踏まえ、自治体に具体的な内容等を提示し共有を図る
- ・SNS上のデータの分析等によって、感染拡大の兆候の早期探知、予測等を行う

➡③自治体間及び国との間でより迅速に情報共有する仕組みの構築

- ・クラスターを早期に制御することになった事例等について収集し、定期的に自治体に事務連絡又は会議を通じて横展開を図る
また、HER-SYSの活用に向けて、引き続き取組を進める。
- ・今後、全国知事会においても、クラスターの発生状況や制御に関する好事例について、自治体間で情報共有がなされる取組が推進されるよう、引き続き連携していく

アクションNo 2. 対話のある情報発信

求められている具体的アクション

- （１）感染リスクが高まる「５つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」などを、特に若年層や忘年会・新年会を含め飲み会などの参加者を中心に興味を持ってもらえる方法で伝えること。その際には、動画投稿サイト等のSNSも活用すること。
- （２）メッセージの受け手の気持ちや受け止め方を理解した上で情報発信し、その効果や影響を確認すること。

- ➡・コロナ特設サイト（corona.go.jp）等において、引き続き、「５つの場面」や「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」などを広報するとともに、年末年始など、節目節目に特設ページを開設し、より効果的な広報を実施する
- ・SNS、コロナ対策サポーター、チラシを活用し、若年層を含む国民に興味を持ってもらえるような媒体で広報を実施する
- ・リスクコミュニケーション等の専門家に御協力いただき、若者等の動向を把握するための助言をいただきながら、メッセージの受け手の気持ちや受け止め方を理解した情報発信を行う

アクションNo 3. 店舗や職場などでの感染防止策の確実な実践

求められている具体的アクション

- （１）事業者は、店舗や職場などで、感染リスクが高まる「５つの場面」が具体的にどこにあるのかについて考え、業種別ガイドラインを現場で確実に実践していくこと。その際、自治体や地元の商店街・組合などが連携すること。なお、これまでの経験や新たな知見等に基づいて、業種別ガイドラインの実効性をより高めていくこと。
- （２）冬に向けて、換気の問題をはじめ寒冷地における感染防止策のために、例えば特に飲食店などでは二酸化炭素濃度をモニターするなど、具体的な指針を示すこと。

- ➡・業種別ガイドラインについては、事業に係る感染発生状況を踏まえ、産業界の遵守徹底に向けた取組を強化するとともに、クラスター発生時等の再発防止を図る観点から、ガイドラインの徹底・改定に係るPDCAの体制を構築する
- ・寒冷地における感染防止策については、冬期を迎えるにあたり、経済社会活動の維持と感染防止策の両立を図るため、専門家の知見を踏まえながら、適切な換気、湿度管理等のあり方について取りまとめ、幅広く周知する

アクションNo 4. 国際的な人の往来の再開に伴う取り組みの強化

求められている具体的アクション

- (1) 水際対策と地域での感染対策を連携して行うため、国は、①検疫所における滞在国・地域別検疫実施人数及び検査実施人数やその中の陽性者数などの情報を迅速に整理し、公表していくこと。また、②自治体に検疫に係る情報を迅速に提供すること。
- (2) 国において、自治体での外国人のフォローアップを支援できる仕組みを早急に検討すること。また、検疫時に健康監視等に関する基本的な情報を多言語化して情報提供すること。
- (3) さらに、外国人を受け入れる医療機関等に対する支援を強化すること。

- ➡・検疫における滞在国・地域別検疫実施数、検査実施数、陽性者数について、HP上で公表する。また、現在行っている、検疫で把握した各入国者の質問票情報の自治体への提供について、運用の改善等により迅速化に取り組む。
- ・現在、入国者に対して、14日間の待機期間中に保健所から健康フォローアップを行うこと等について、多言語で周知しているところ、更なる周知啓発など必要な改善を行う。
- ・電話通訳サービスの拡充を検討するなど、外国人を受け入れる医療機関に対して外国人対応の更なる支援に取り組む。
- ・多言語の電話通訳サービスについて、保健所の業務でも活用できるようにするための支援を行う。

アクションNo 5. 感染対策検証のための遺伝子解析の推進

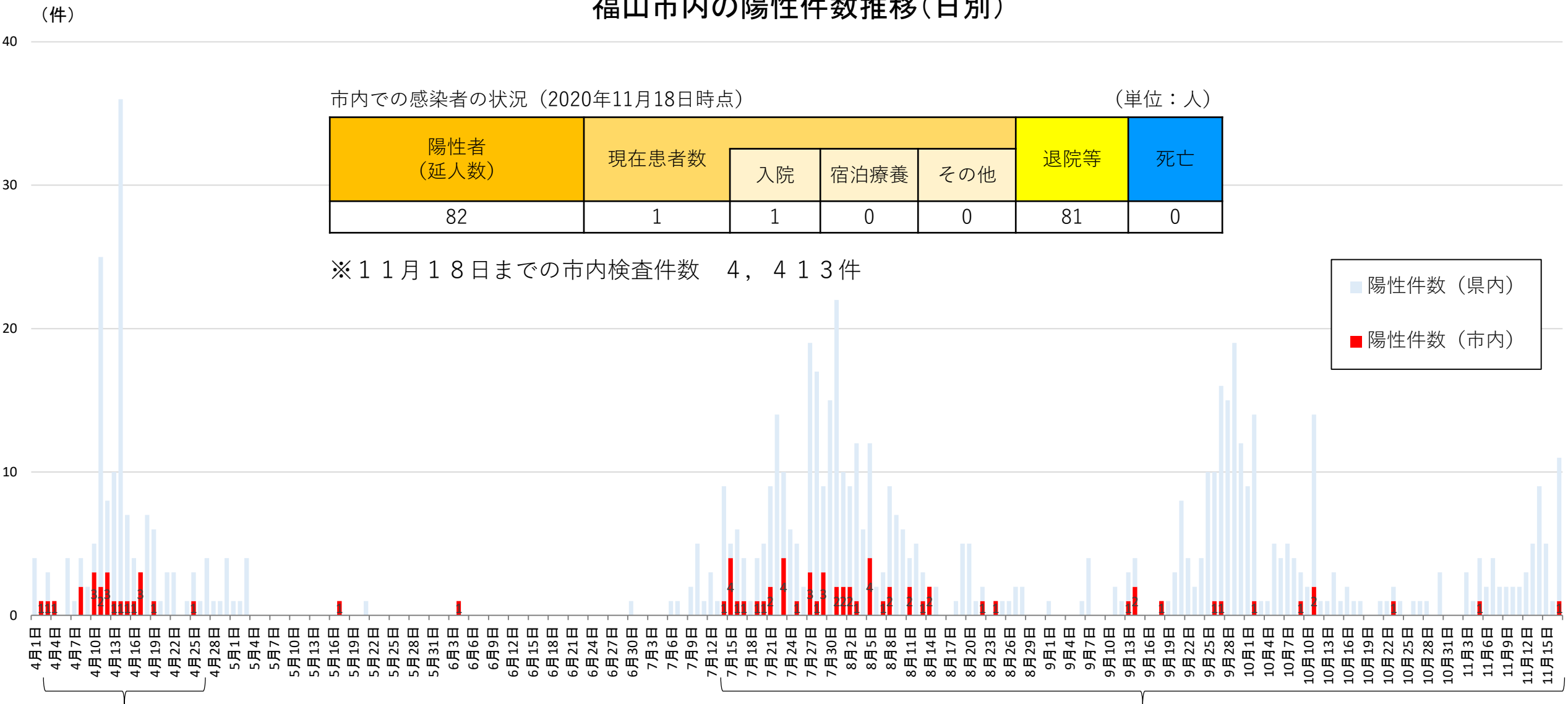
求められている具体的アクション

ウイルスの遺伝子配列を調べることは、クラスターの由来を明確にするためのみならず、感染対策を検証するためにも有効である。このことから、①地方衛生研究所で遺伝子配列の情報を解析したうえで国立感染症研究所に結果を共有すること。または、②地方衛生研究所を通じて国立感染症研究所に検体を着実に送付すること。さらに、③その際には実地疫学情報も共有すること。

- ➡・各自治体の検体収集状況等の実態を踏まえ、着実に検体が国立感染症研究所に送付されるよう、自治体に対して要請。さらに、民間検査機関等に対し協力を要請し、より幅広く検体を収集する。

(2) 本市の感染状況について

福山市内の陽性件数推移(日別)



4/2～4/25 (24日間)
2 2 人の新規感染者

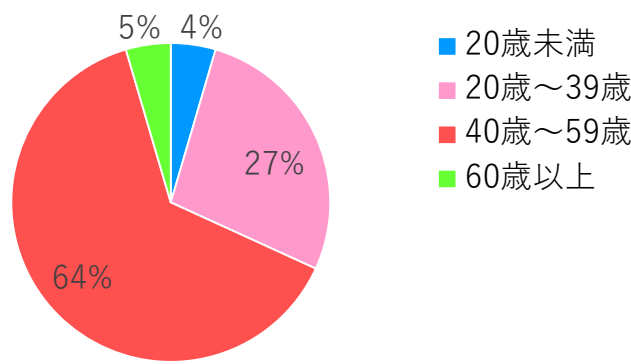
4/26～7/13 (79日間)
新規感染者 0 人 (再陽性者 2 人)

7/14～11/17 (127日間)
5 6 人の新規感染者 (再陽性者 2 人)

○市内感染者の年代

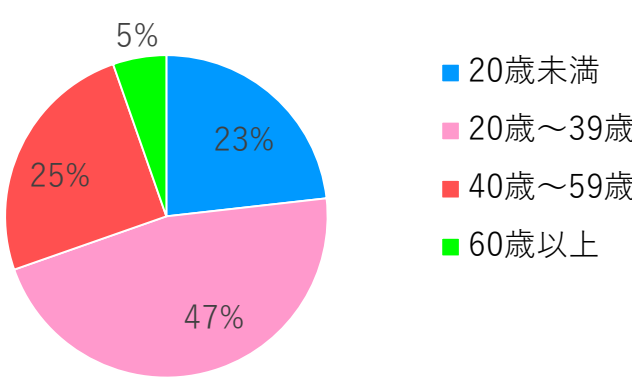
市内第 1 波（1例目～24例目（うち 2 例は再陽性））

N = 22（再陽性2例を除く）



市内第 2 波（25例目～82例目（うち 2 例は再陽性））

N = 56（再陽性2例を除く）



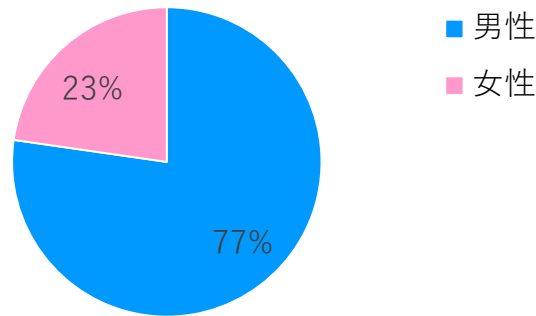
【ポイント】

・市内第 1 波に対して、市内第 2 波は、30歳台以下の感染者が増加（31%→69%）

○市内感染者の性別

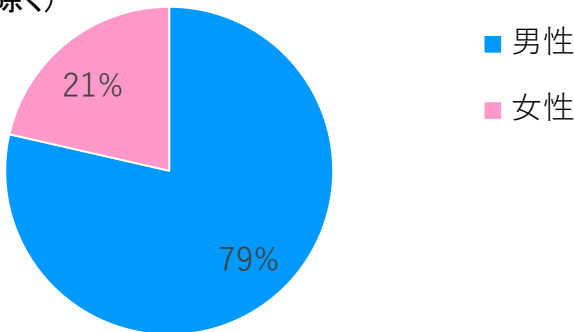
市内第 1 波（1例目～24例目（うち 2 例は再陽性））

N = 22（再陽性2例を除く）



市内第 2 波（25例目～82例目（うち 2 例は再陽性））

N = 56（再陽性2例を除く）



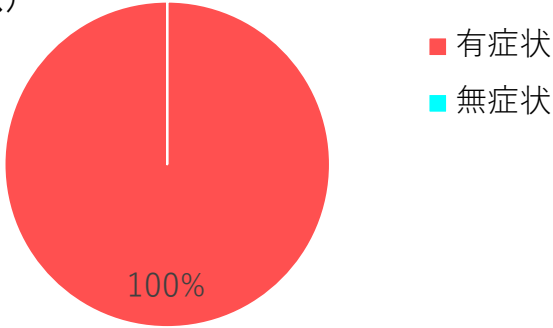
【ポイント】

・市内第 1 波、市内第 2 波ともに男性の感染者の割合が高い。（ともに 4 分の 3 程度が男性）

○市内感染者の症状の有無

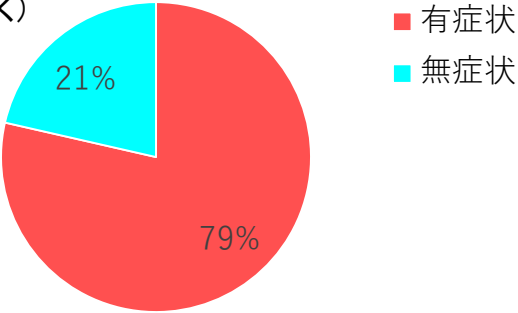
市内第 1 波（1例目～24例目(うち 2 例は再陽性)）

N = 22 (再陽性2例を除く)



市内第 2 波（25例目～82例目(うち 2 例は再陽性)）

N = 56 (再陽性2例を除く)



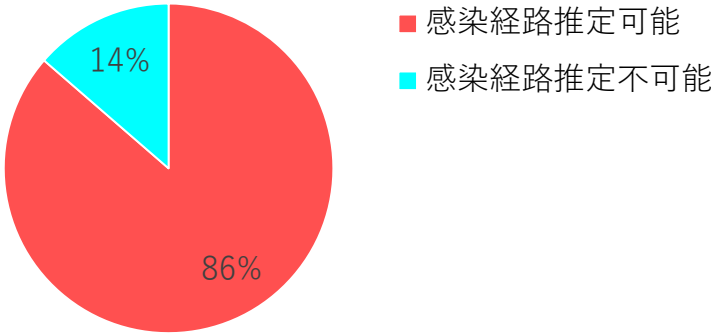
【ポイント】

・市内第 1 波は全て有症状者であったが、市内第 2 波では一定数無症状病原体保有者がいる。

○市内感染者の感染経路

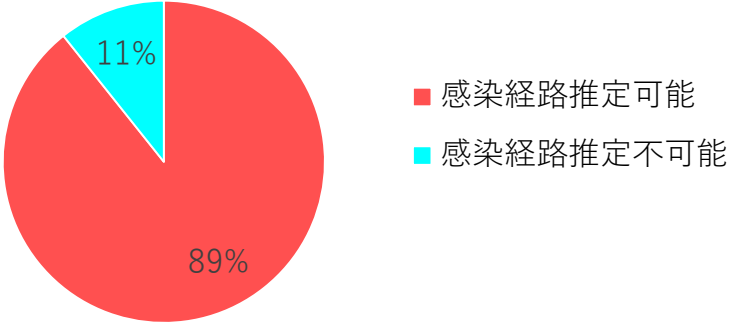
市内第 1 波（1例目～24例目(うち 2 例は再陽性)）

N = 22 (再陽性2例を除く)



市内第 2 波（25例目～82例目(うち 2 例は再陽性)）

N = 56 (再陽性2例を除く)



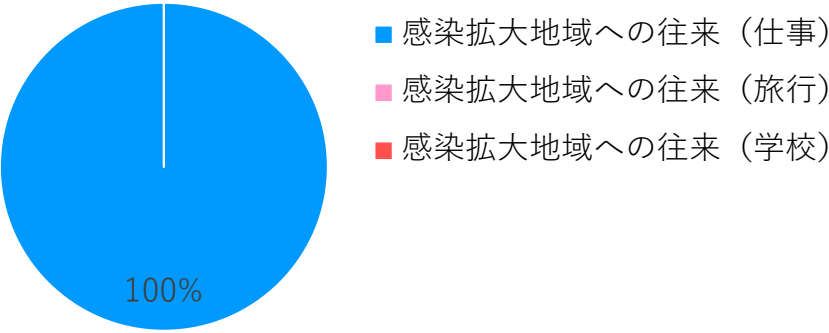
【ポイント】

・市内第 1 波，市内第 2 波ともに 8 割以上の感染者の感染経路が推定可能。
・感染経路推定可能な方のうち，感染拡大地域への往来による感染者は，市内第 1 波では約26%，市内第 2 波では約38%となっている。

○感染経路推定可能な方の感染理由（感染者との濃厚接触者除く）

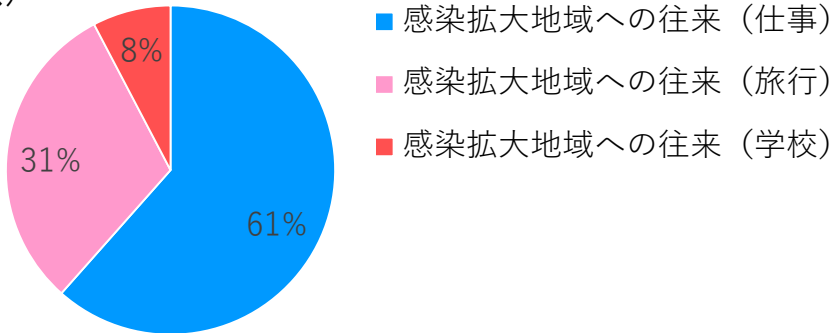
市内第 1 波（1例目～24例目（うち 2 例は再陽性））

N = 4（再陽性2例を除く）



市内第 2 波（25例目～82例目（うち 2 例は再陽性））

N = 13（再陽性2例を除く）



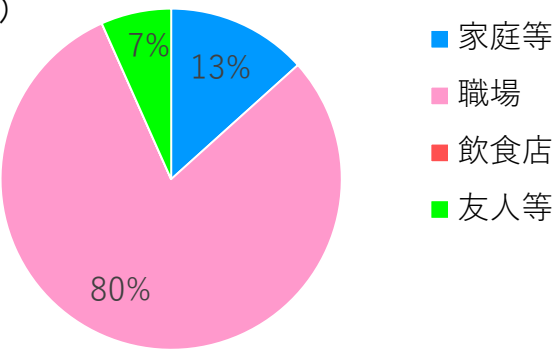
【ポイント】

・市内第 1 波，市内第 2 波ともに，感染拡大地域への仕事での往来が契機となって感染した方が最も多い。

○濃厚接触により感染した方の濃厚接触の内訳

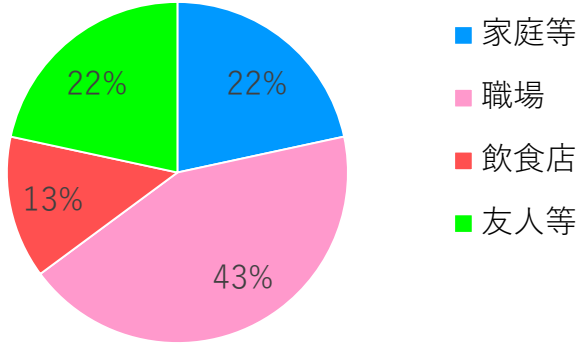
市内第 1 波（1例目～24例目（うち 2 例は再陽性））

N = 15（再陽性2例を除く）



市内第 2 波（25例目～82例目（うち 2 例は再陽性））

N = 37（再陽性2例を除く）



【ポイント】

・市内第 1 波，市内第 2 波ともに，職場での濃厚接触が契機となって感染した方が最も多い。

市内の感染状況

■ 4月

- ▶ 4月2日, 市内で初の感染者発生
- ▶ その後, 4月25日までで, 計22人
- ▶ 企業を中心としたクラスターが発生
- ▶ 5, 6月は再陽性者が各1人のみ

■ 7月以降

- ▶ 7月14日, 80日ぶりの新規感染者発生
- ▶ その後, 8月24日までで, 計43人と再陽性が2人
- ▶ 9月6人, 10月5人, 11月2人と落ち着きを見せている
- ▶ 飲食店を中心としたクラスターが発生
- ▶ 4月期は約3割であった30歳代以下の若年層が約7割
- ▶ ほとんどが軽症者または無症状

■ 共通

- ▶ 感染契機は感染拡大地域への仕事での往来が最も多い

感染拡大への備え

○ インフルエンザ予防接種

- ・高齢者インフルエンザ予防接種の接種状況
2019年度: 72, 679人 (10月~3月)
2020年度: 61, 976人 (10月末現在) 目標60%以上

○ 医療提供体制

- ・夜間外来の備え → 自家用車以外での受診者の待機場所確保
- ・感染拡大(患者増加)への備え

			《フェーズに応じ》
▶ 入院病床	現在 22床		⇒ 47床まで確保
▶ 宿泊療養施設 (軽症者)	県内150床		⇒ 市内へ施設開設 (県と調整中)
▶ 検査体制	市内でPCR540件/日		⇒ 必要に応じ拡大

○ 福祉施設の感染防止用具等

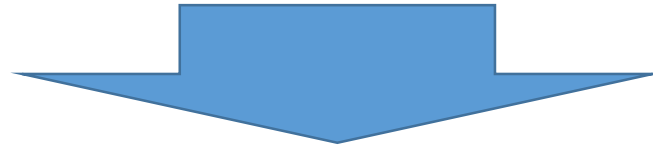
- ・マスク, 消毒液等は問題なし ※クラスター対応分は市が備蓄

○ 市の備蓄状況 (行政, 保健所, 病院分除く)

感染防止対策 備蓄物品		避難所用	福祉施設用	※クラスター用
非接触体温計	(本)	280	-	-
プラスチック手袋	(双)	22,240		33,500
手指消毒液	(個)	568(561ℓ)	396(79ℓ)	-
マスク	(枚)	286,200	106,750	10,000
間仕切り	(セット)	889	-	-
フェイスシールド	(個)	900	-	2,000
ゴーグル	(個)		-	2,000
ガウン	(着)	440	-	2,010

懸念材料

- ▶全国で、過去最大の患者発生となっている
- ▶経済活動や年末年始で、感染拡大地域との往来が増加
- ▶年末年始での、イベント・会食機会の増加
- ▶冬場を迎えての、インフルエンザとの同時流行
- ▶医療機関や福祉施設での感染者の発生



基本に立ち返った感染予防の確実な実践

距離の確保

マスクの着用

手洗い

○冬をむかえるにあたって...

加湿・換気

の徹底を！

「3つの密（密閉・密集・密接）」, 「5つの場面」を避けましょう

今後の具体的なアクション ～感染防止対策と社会経済活動の両立支援～

市の取組

■インフルエンザ予防接種の周知・勧奨

■ガイドラインeラーニングの周知・勧奨

■『買おう！食べよう！楽しもう！ふくふくキャンペーン』

⇒業界全体・連携協定企業へ、連絡会議設置

⇒対象店舗等での感染防止対策の徹底

* PayPayと連携 【対象店舗:約5,000】 **新**

実施状況の確認

※本市の「eラーニング修了店」、広島県の「広島積極ガード店」を推奨します。

■福祉施設での感染防止対策の強化

・クラスターへの備え

⇒調整会議設置(サービス提供の継続のための応援体制の調整)

・入所系施設職員への抗原検査(高齢・障がい)

⇒県と連携(12月～定期的:月に1回) **新**

・感染対策指導の徹底

▷11月9日～各施設へ感染防止対策についてアンケート形式での現状把握と指導(高齢・障がい)

▷11月27日 施設長会議(児童)

■外国人コミュニティへの効果的な情報発信

・留学生支援団体や技能実習生監理団体等と連携

・多言語での多様な情報発信(やさしい日本語,英語,中国語,ポルトガル語,ベトナム語)

県との連携

■感染拡大に応じた宿泊療養施設の確保

■大学生に関する周知・啓発

■繁華街でのPCR検査 **新**

■感染拡大状況に応じた取組について、適宜メッセージを発出されるよう要請

福祉施設のみなさまへ

■クラスター発生施設への応援職員の派遣協力

■入所系施設職員の抗原検査への積極的な受検

■感染防止マニュアルの再度徹底

事業者のみなさまへ

①感染拡大地域への往来

従業員の体調把握に努めてください。体調不良の場合は出勤を控えさせ、病院への受診を勧めてください。
感染拡大地域への往来は、控えてください。往来された際には、体調管理を徹底してください。

②換気と加湿

オフィスはCO2センサーを使用する等、効果的な換気と加湿を心がけてください。
(めやす:二酸化炭素含有率1000ppm以下, 湿度40%以上)

③空間におけるリスクの回避

休憩室、喫煙所等での感染が疑われる事例が確認されています。
居場所が変わった際の気のゆるみに気を付けてください。
テレワーク、時差出勤等をさらに推進してください。

④ガイドライン

「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインー職場編ー」eラーニング(講習)を積極的に受講してください。
飲食店の方はeラーニング「修了証」をお客様に見える場所に掲示してください。

⑤飲食

忘年会や新年会は4人以下かつ短時間で済ませましょう。
大勢で行う場合でも個室等の仕切りがある等、対策が十分になされているお店を選んでください。
お店を選ぶ際には、本市のeラーニング「修了証」や広島県の「広島積極ガード店」が掲示されているか確認しましょう。

市民のみなさまへ

①リスクの回避

「3つの密」な状況を避けましょう。

とりわけ感染リスクの高まる「5つの場面」について、細心の注意を払いましょう。

②飲食

忘年会や新年会は4人以下かつ短時間で済ませましょう。

大勢で行う場合でも個室等の仕切りがある等、対策が十分になされているお店を選んでください。

お店を選ぶ際には、本市のeラーニング「修了証」や広島県の「広島積極ガード店」が掲示されているか確認しましょう。

③換気と加湿

お部屋ではこまめな換気と適度な加湿を心がけましょう。

④Gotoドクター

体調に異変がある場合、まずかかりつけ医に電話で相談しましょう。

なお、相談する医療機関に迷う場合には、

「**受診・相談センター（積極ガードダイヤル）**」（084-928-1350, 24時間対応）にご相談ください。

感染症対策のためには日頃からの健康管理が重要です。

病気の早期発見や適切な治療のため、健診を受けましょう。

インフルエンザとの同時流行を避けるために、予防接種を受けましょう。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



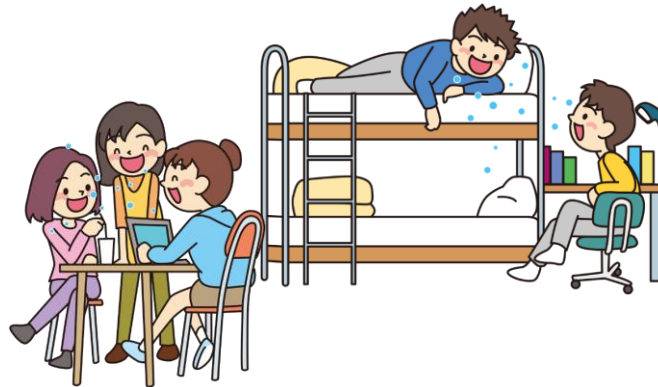
場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



中国地方の皆様へ

中国地方知事会緊急メッセージ

～ 新型コロナウイルス感染症の拡大を食い止めるために ～

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し第3波とも言える様相を呈しており、重要な局面を迎えています。

本格的な冬を迎えるこれからは、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されます。また、年末年始には、忘年会・新年会などの会食の機会が増え、人の移動も集中します。

爆発的な感染拡大を何としても食い止めるために、そして、ようやく回復の兆しが見え始めた社会経済活動を二度と落ち込ませることのないように、次のことについて、皆様のご協力を重ねて強くお願いします。

● 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意してください！

「マスクの着用」や「人と人との距離の確保」、「3密の回避」など基本的な感染防止対策を引き続き徹底するとともに、注意力の低下や気の緩みなどにより感染リスクが高まる次の「5つの場面」に特に注意してください。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 仕事での休憩時間に休憩室、更衣室などへ居場所が切り替わった時

● 会食は感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしてください！

会食をする際、飲酒を伴う場合には、「少人数・短時間で」、「なるべく普段一緒にいる人と」、「深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で」行うようにしてください。

また、「ガイドラインを遵守したお店で」、「座席の配置は斜め向かいに」、「箸やコップは使い回さず」、「会食中はマスクを片耳掛けし」、「会話する時はなるべくマスクを着用する」など、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をしてください。

● 体調が悪いときは出勤や会食をやめてください！

体調がすぐれず、発熱や咳などの症状があるときは、外出を避け、すぐにかかりつけ医や受診・相談センターに電話連絡をしてください。職場への出勤や会食への参加などはやめてください。

また、体調が悪いときや無症状であっても感染が懸念される場合は、帰省や旅行をやめてください。親戚や友人で中国地方への来訪を予定されている方にも、働きかけをお願いします。

● 帰省や旅行などは時期を分散させましょう！

人の移動が集中する年末年始は、帰省や旅行、初詣などの時期をずらすことで、「密」になることを極力避けてください。

企業・事業者の皆様も、従業員が年末年始における休暇を分散取得できるよう、検討をお願いします。

● 企業・事業者の皆様の一層の取組をお願いします！

企業・事業者の皆様には、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドラインなどに則し、感染拡大防止のための適切な対策を一層徹底されるようお願いします。

店舗や施設、職場などでは、寒い環境にあっても適切に換気を行うとともに、適度な保湿に心がけてください。

● 誹謗・中傷・差別は絶対にやめてください！

新型コロナウイルス感染症は、誰もがどこでも感染する可能性のある病気です。感染された方やそのご家族はもとより、感染が確認された施設の関係者及び医療機関の従事者又はその方々のご家族、県外からの帰省者・旅行者などを誹謗・中傷・差別することは、絶対にやめてください。

令和2年11月17日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政